

# ステップアップ 畜産!



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）  
〒370-0074 高崎市下小島町 233  
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

## ～記事～

- ★繁殖豚の中和抗体価からみた豚熱ワクチンの離乳豚接種適期について
- ★西部地域の野生イノシシ豚熱遺伝子陽性率（R4.4～R6.11）
- ★韓国におけるアフリカ豚熱発生状況について
- ★特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について
- ★令和7年度定期報告書の提出準備のお願い
- ★堆肥化作業は臭気の発生に配慮が必要
- ★適格請求書（インボイス）の発行について
- ★農業用免税軽油の集中受付月間のお知らせ

## ～別添資料～

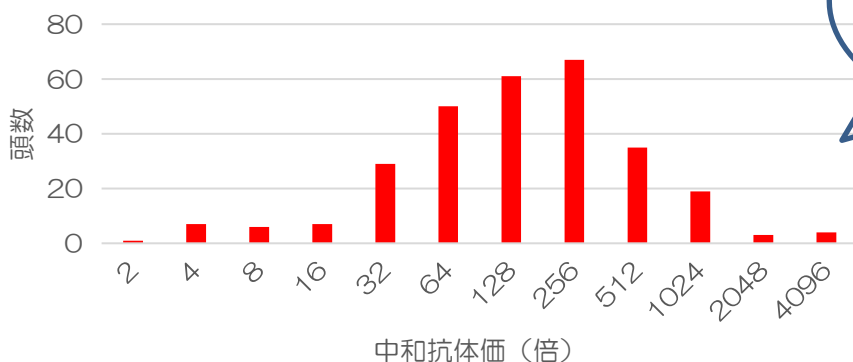
- ★適格請求書（インボイス）の発行依頼書
- ★ご存じですか？農業用免税軽油
- ★牛由来原料（ビーフミール）の非反芻動物用飼料への利用
- ★アニマルウエルフェアに関する調査にご協力ください！

## ★繁殖豚の中和抗体価からみた豚熱ワクチンの離乳豚接種適期について

今年度上半期に実施した繁殖豚の豚熱中和抗体分布状況について報告します。中和抗体価は **128倍を中央値**とする分布となりました。この結果から離乳豚への **ワクチン接種は30日齢前後を推奨**しています。（※次ページに説明あり）

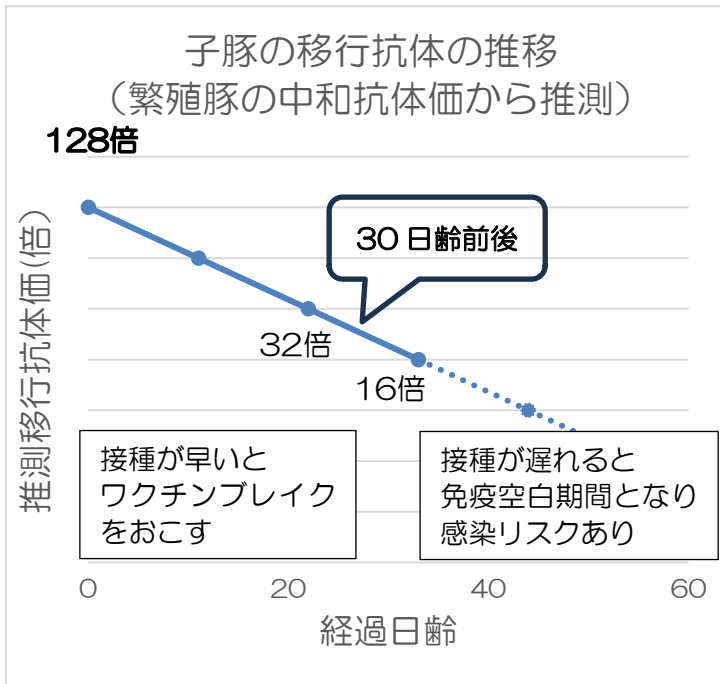
的確に30日齢でのワクチン接種が実施できるよう登録飼養衛生管理者制度より、飼養者自らワクチン接種ができるよう認定農場申請および飼養衛生管理者登録をご検討ください。

R6上半期繁殖豚のCSF中和抗体価の推移



下期においても、順次、農場採血を実施していますので、ご協力をお願いいたします

中和抗体価とは？  
段階希釈した検査用血液を用い、精密に抗体価を測定し、希釈倍率を数値化したもの



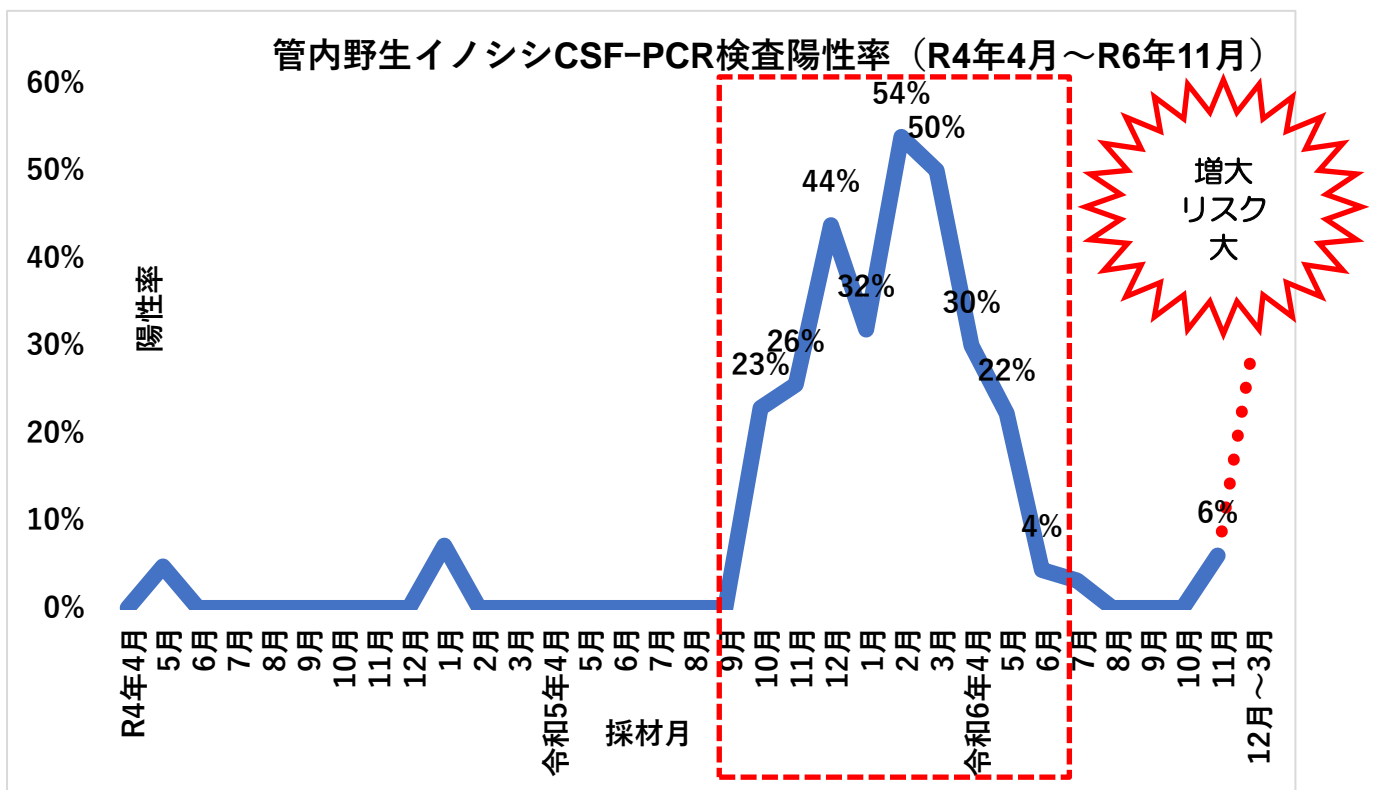
- 繁殖豚の中和抗体価と移行抗体の関係

多くの子豚が生まれた時点では繁殖豚と同じく 128 倍の移行抗体をもっていると推定されます。この移行抗体は日数経過とともに減少し 30 日前後で 16~32 倍程度となり、これ以下になると免疫が失われるため、この時期でのワクチン接種を推奨しています。

また、これより早期接種では移行抗体が高いため、生ワクチンである豚熱ワクチンを接種しても、ワクチンブレイクをおこしワクチン効果が得られない場合があります。

### ★西部地域の野生イノシシ豚熱遺伝子検査陽性率 (R4.4~R6.11)

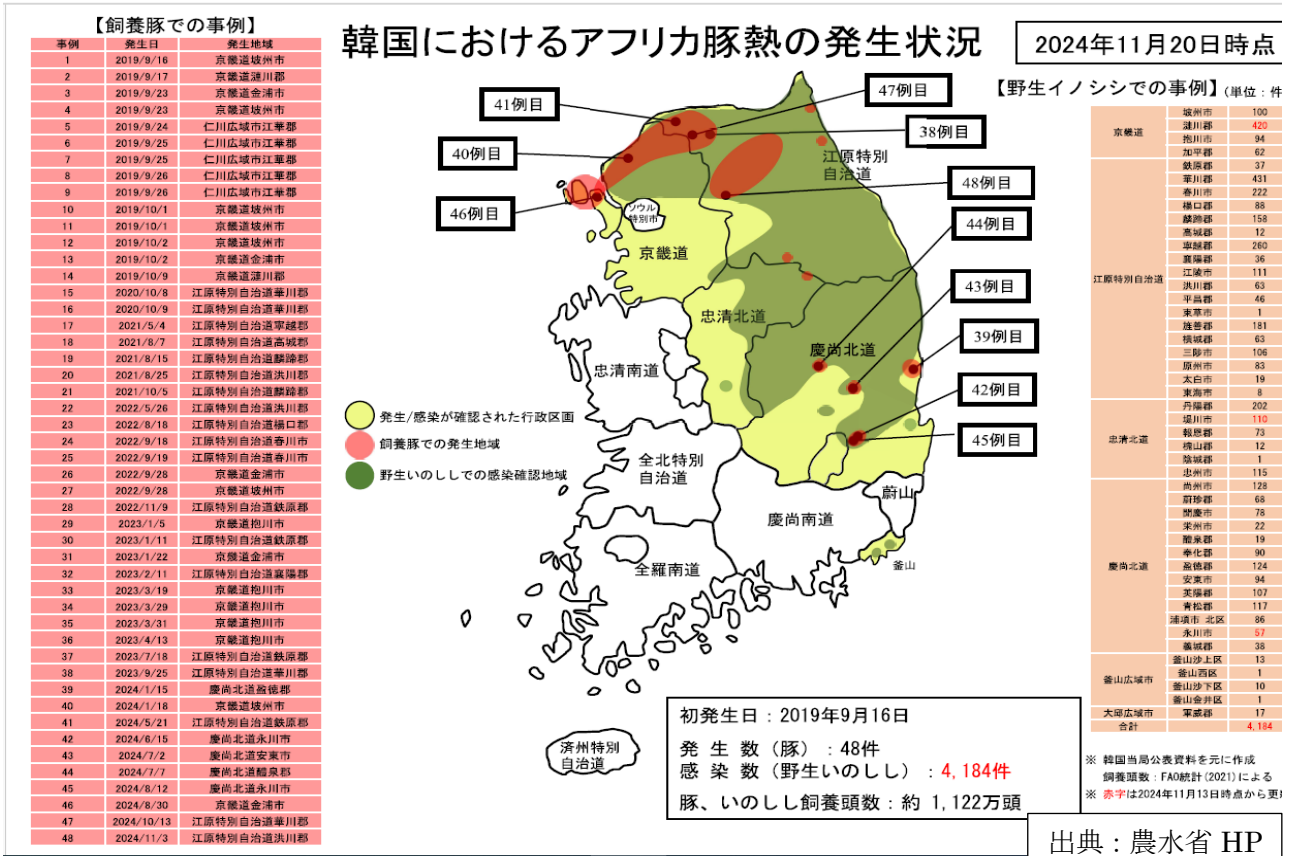
野生イノシシにおいて昨年秋~春先にかけて高い豚熱陽性率が確認されました。今年も野生イノシシの繁殖シーズンに入り豚熱陽性イノシシが確認されております。R5年は野外におけるウイルスの浸潤拡大があったことから、今シーズンにおいても浸入リスクが増大する可能性があります。このため、野山への立入は自粛するとともに、日頃の農場点検(防護柵の点検、餌こぼし防止)ならびに豚舎や農場周辺の定期的な石灰消毒の徹底をお願いいたします。



## ★韓国におけるアフリカ豚熱発生状況について

2019年韓国北部の飼育豚で初発生が確認され、2024年1月には南部釜山市において野生イノシシでの感染が確認されています。11月20日時点で飼育豚48件、野生イノシシ4184件の発生となっておりウイルスの浸潤拡大が懸念されています。釜山は日本から約50kmしか離れていない距離にあり、水際対策の強化が図られています。本県でもアフリカ豚熱を想定した防疫演習を実施しました。

畜産関係者のみなさまにはアフリカ豚熱発生国への渡航自粛をお願いするとともに、農場においては外国人従業員の教育や訪問者の農場立入制限の対策徹底をお願いいたします。



## ★特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について

令和6年10月31日付けで豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正がありました。CSF発生農場に対しては次の2点が明文化されました。

- ①飼養衛生管理基準不遵守や届出の遅延、発生防止やまん延防止のための必要な措置を講じなかった場合、手当金が減額されて支給される。
- ②豚熱の発生農場における豚の所有者はまん延防止のために患畜などのと殺及び焼埋却を実施する**第一義的責任**を有する。

## ★令和7年定期報告書の提出準備のお願い

家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を知事あてに報告することが義務付けられています。令和7年1月末に通知を発送予定ですので、書類提出の準備をお願いします。

なお、今回から農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を利用した手続きが可能となります。申請に際し、事前にeMAFF IDの取得をお願いします。

## ★堆肥化作業は臭気の発生に配慮が必要

畜産業に起因する苦情で最も多いものは悪臭であり、堆肥化处理にともない発生する臭気もその要因の一つです。家畜ふんを堆肥化することは、雑草種子や病原菌を不活化したり、臭気の原因物質や汚物感を取り除き、良質堆肥として耕種農家などが利用し易くするために必要な作業です。

堆肥化处理により発生する臭気が、周辺住民からの苦情の原因とならないよう、以下の点に配慮し、良質堆肥の生産に努めていただきますようお願いします。

### ○ふんと尿汚水は速やかに分離する

→ふんと尿が混合されたまま放置すると、嫌気性微生物が増加し、より不快感が強く感じられる腐敗系の臭気が発生しやすくなります。ふんと尿は排せつされたら、早めに分離しましょう。

### ○堆肥化前にしっかりと水分調整を行う

→ふんにおが粉等の水分調整材を混合して通気性を保つことで、好気的な発酵が進み、腐敗系の臭気発生を抑えることができます。

### ○堆肥の切り返し作業を行う時の天候や時間帯を考慮する

→作業時は臭気が最も発生しやすくなります。天気の良い昼間の時間帯は、太陽の熱で暖められた地表付近の空気が上昇気流となるため、発生した臭気が留まりにくくなります。

## ★適格請求書（インボイス）の発行について

令和5年10月からインボイス制度が導入されています。家保手数料（県証紙または現金で納付）の中には消費税の課税対象となっているものがあります。

令和6年（1月1日～12月31日）のインボイスが必要な方は、令和7年1月10日（金）までに同封のインボイス発行依頼書にご記入のうえ、FAX等によりご連絡ください。納付書により県農政課家畜防疫対策室に支払っている豚熱ワクチンの家畜注射手数料に係るインボイスについては、家畜防疫対策室（027-226-3112）にお問い合わせください。

また、課税対象となる検査の詳細は、インボイス発行依頼書の裏面をご覧ください。

## ★農業用免税軽油の集中受付月間のお知らせ

農業用機械に使用する軽油は、事前に申請手続きを行うことで軽油取引税（32.1円/L）が免除されます。今年度の集中受付期間及び申請場所は次のとおりです。

- 1 申請期間：令和7年2月3日（月）～20日（木）
- 2 申請場所：高崎行政県税事務所

詳細は、同封のリーフレットをご参照ください。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233  
TEL 027-362-2261 (緊急時 24時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。